

仮使用認定事務取扱要領

(建築基準法第7条の6第1項第1号・第2号)

千 葉 市 役 所

建 築 部 建 築 情 報 相 談 課

建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号の規定による仮使用認定に係る事務取扱要領

1 主旨

本要領は、建築基準法（以下「法」という。）第7条の6第1項第1号又は第2号の規定による特定行政庁又は建築主事の仮使用の認定申請について、事務取扱い及び審査等に必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

法第7条の6第1項第1号又は第2号による仮使用の認定は、申請に係る計画が本要領に基づく審査の結果、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められ、かつ、消防機関においても消防法上支障がないと認めるものについて認定するものとする。

また、新築の建築物にあっては申請に係る建築物又は建築物の部分が現に存するもの、既存建築物にあっては当該建築物又は建築物の部分が適法のものであることを条件とする。

3 事務処理等

(1) 申請に係る事務処理は、法第7条の6第1項第1号の場合は別記1、法第7条の6第1項第2号の場合は別記2のフローチャートによる。

(2) 申請に係る事務処理に要する期間は、担当者が申請を受理した日からおおむね21日以内とする。

(3) 申請に不備等があり前号に定める期間内に処理しがたい場合は、仮使用の認定を保留する旨の通知書（様式第1号）により、また、認定しない場合は、仮使用を認定しない旨の通知書（様式第2号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

4 審査等

申請についての審査は棟単位とし、次に定める書類審査、現場審査を行うものとする。

(1) 書類審査は、法第7条の6第1項第1号の場合には、次に定める審査方針、審査項目及び審査基準により、申請に係る計画が建設省の通達（昭和53年11月7日住指発第805号。以下「建設省通達」という。）に定める承認基準に適合しているか否かを判断し、法第7条の6第1項第2号の場合には、平成27年国土交通省告示第247号第1に定める基準に適合しているか否かを判断する。

1) 審査方針

申請に係る書類審査は、次の各号に定める方針により審査する。

ア 申請に係る部分について建設省通達の仮使用承認準則のうち第2の承認基準の審査項目に適合しているか否かを審査する。

イ 仮使用部分とその他の部分とが建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて耐火構造の壁又は不燃材料で造られた間仕切り等により防火上有効に区画されていること。

ウ 申請に係る部分について申請に係る建築物の工事の進捗状況に即応した安全計画が作成されているかその内容を審査する。

2) 審査項目及び審査基準

申請に係る書類審査における審査項目及び審査基準は、原則として建設省通達によるほか、審査項目については次の項目を加えるものとする。

ア 敷地内通路 令第128条の規定に適合していること。

(2) 現地調査は、書類審査後現地において行い、申請に係る計画が現況に即し適切か否かを判断する。原則として現地審査は、申請に係る建築物のすべてについて行うものとする。

ただし、申請建築物が令第147条の2の規模未満であり安全上、防火上、避難上支障がないものについては、この限りでない。

(3) 増築等の仮使用の認定申請については、確認申請と同時に申請することを原則とする。

5 事後措置等

仮使用の認定若しくは認定しない旨の通知を受けた建築主が、認定された建築物若しくは建築物の部分を認定に係る計画と異なる状況で使用若しくは使用させている場合又は認定しないとされた建築物を使用若しくは使用させている場合においては、当該仮使用認定の取消し及び使用禁止等の措置を講ずるものとする。

6 消防との協議等

消防機関への協議又は通知は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 仮使用の認定申請は、すべて認定前に消防機関へ照会するものとする。

(2) 前項の消防機関への照会の方法は、別記1又は別記2のフローチャートによる処理経路とし、管轄消防署において意見を付することにより協議したものとみなす。

(様式第3号)(様式第4号)

(3) 申請を認定した場合又は認定しないとした場合には、その旨を関係消防機関に通知する。(様式第5号)

(4) 前項の消防機関への通知には仮使用認定通知書又は仮使用を認定しない旨の通知書の写しを添付したものを送付することにより行うものとする。

(5) 処理期間 消防機関への照会に要する期間は仮使用認定申請書が消防機関に受理された日から10日以内に回答を受けるものとする。

この場合、消防機関は、10日以内に回答できない理由のあるときは、その理由をすみやかに特定行政庁又は建築主事に連絡するものとする。

(6) 照会の内容

消防機関の照会の内容は、次の事項について行うものとする。

ア 消防法第17条に規定する消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。

イ 防火管理体制に関すること。

ウ 工事中に使用する火気、資材等の管理に関すること。

エ その他火災予防に必要な事項に関すること。

7 建築設備・工作物への準用

法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項の規定により法第7条の6の規定の準用を受ける建築設備及び工作物の仮使用の認定申請については、消防機関への協議等に関するものを除き本要領を準用する。

8 仮使用認定報告書の消防機関への送付

指定確認検査機関から法第7条の6第3項及び千葉県建築基準法施行規則第13条の3の規定による報告書の提出を受けた場合は、消防機関に写しを送付するものとする。(様式第6号)

9 その他

(1) 用途・規模により本要領によりがたい建築物の取扱いについては、その都度消防機関と協議し定めるものとする。

(2) 本要領は法第18条第24項第1号及び第2号の規定による仮使用認定申請に準用する。

(3) 安全計画書・工事計画書は、国土交通省通知(平成27年5月27日 国住指第558号・国住街第40号。)に示された様式を使用すること。

10 適用

本要領は平成7年8月1日以降受理した申請に適用する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

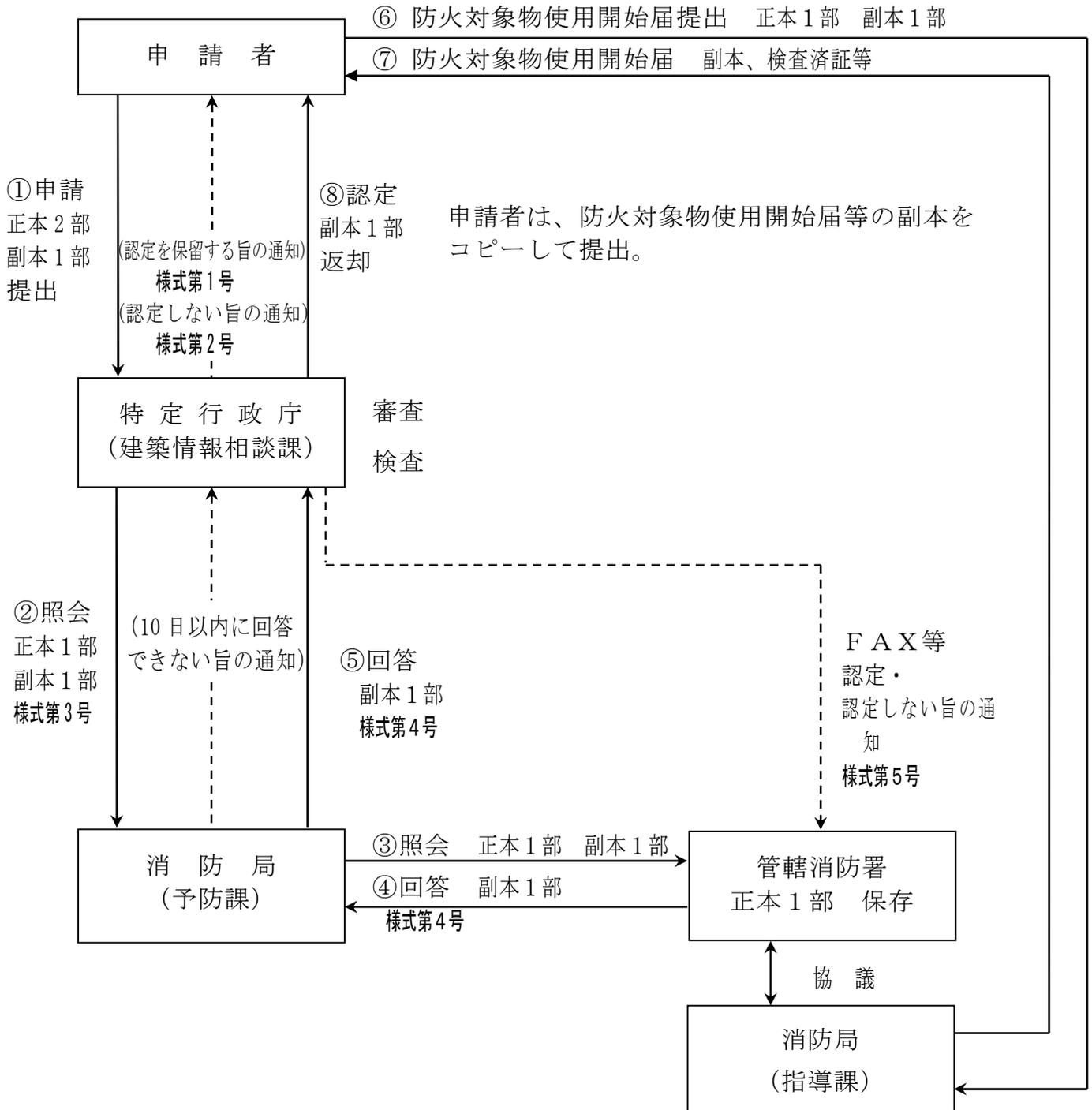
附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

別記 1

法第7条の6第1項第1号の規定による仮使用認定（特定行政庁の仮使用認定）

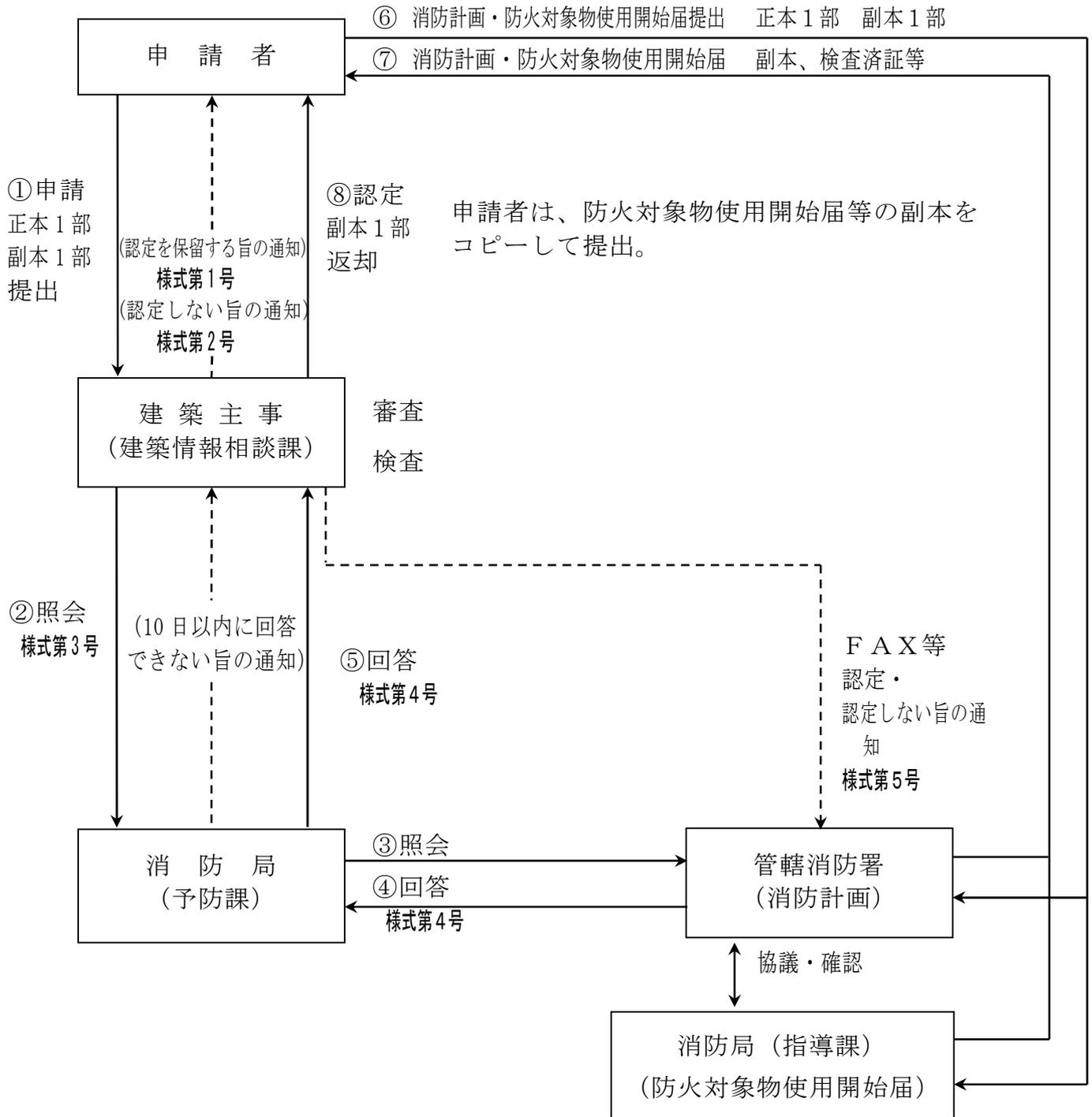
標準処理期間：21日



別記 2

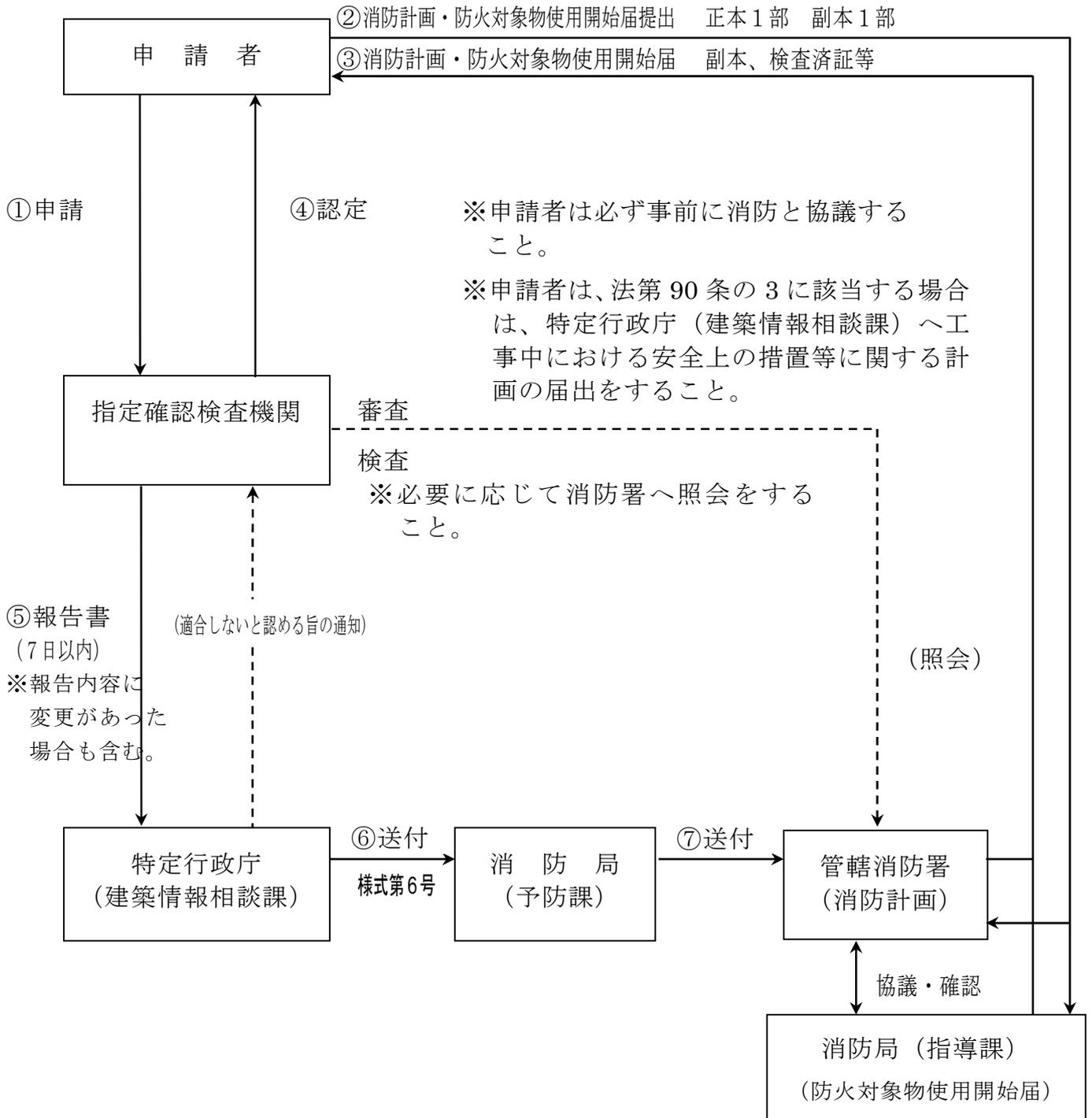
法第7条の6第1項第2号の規定による仮使用認定（建築主事の仮使用認定）

標準処理期間：21日



参 考

法第7条の6第1項第2号の規定による仮使用認定（指定確認検査機関の仮使用認定）



仮使用認定申請（特定行政庁）に係る添付書類の綴り方

- 1 仮使用認定申請書（第三十三号様式）
- 2 申請書（1部）の裏に手数料貼付（千葉市の収入証紙12万円）
- 3 委任状
- 4 確認済証の写し（1～5面）
- 5 仮使用に係る内容及び工事についての概要・・・記入例1参照
- 6 工事中の消防計画届出書（消防局様式第3号の2）
- 7 安全計画書（国土交通省通知（平成27年5月27日国住指第558号・国住街
第40号）による書式）・・・記入例2参照
- 8 工程表（全体工程に仮使用期間を記入）
- 9 千葉市都市図（写も可）
- 10 配置図（仮使用に関する避難通路、防火安全区画、安全対策及び建築設
備の検討を記入ください。）
 - 11 平面図（同上）
 - 12 立面図（同上）
 - 13 断面図（同上）
 - 14 その他必要と認めるもの（同上）

以上の書類は、目次及びインデックスを付けファイル綴りで**3部**を提出願いま
す。

※原則、特定行政庁の仮使用認定申請でお願いします。

第三十三号様式（第四条の十六関係）（A4）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

特定行政庁

様

年 月 日

申請者氏名

印

【仮使用の認定を申請する建築物等】

- 建築物 建築設備（昇降機） 建築設備（昇降機以外）
 工作物（昇降機） 工作物（法第88条第1項） 工作物（法第88条第2項）

※受付欄	※建築主事 印		※審査担当者 印		
年 月 日	※ 特記		※決裁欄	※認定番号	※特記
第 号			年 月 日		
係員印			第 号 係員印		
※条件					

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【3. 建築確認】

【イ. 確認済証番号】 第 年 月 号

【ロ. 確認済証交付年月日】 年 月 日

【ハ. 確認済証交付者】

【4. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【5. 設置する建築物又は工作物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【6. 仮使用の用途】

【7. 工事着手予定年月日】 1. 年 月 日

【8. 工事完了予定年月日】 1. 年 月 日

【9. 仮使用の期間】 年 月 日 から 年 月 日

【10. 申請の理由】

【11. 備考】

(注意)

1. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は代理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物（昇降機を除く。）について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の認定を受けようとする場合に記入してください。

様式第3号の2 (その1)

工 事 中 の 消 防 計 画 届 出 書

(あて先) 千葉市 消防署長		年 月 日		
		管理権原者 住 所 職・氏名 (※) <small>(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、 記名押印してください。</small>		
		防火管理者 職・氏名 (※) <small>(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</small>		
		連絡先電話番号 — —		
		連絡先電子メールアドレス @		
千葉市火災予防条例第43条の3の規定により、工事中の消防計画を届け出ます。				
防火対象物	所在地			
	名称			
	用途	() 項	延べ面積	m ² 階 /
工事箇所及びその床面積				
工事期間		年 月 日から	年 月 日まで	
工事概要				
工事監理	工事管理者 住所・職・氏名			
	現場監督責任者 職・氏名			
工事施工	工事施工者 住所・職・氏名			
	現場監督責任者 職・氏名	連絡先 電話番号	— —	
	連絡先電子メールアドレス	@		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。
 - 2 管理権原者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
 - 3 案内図、配置図、工事関係図等を添付してください。
 - 4 工事箇所と他の部分との区画、避難通路及び避難施設、喫煙場所、消防用設備等を図面上に明示してください。
 - 5 ※印欄は、記入しないでください。

<改正後の前文（下線部は改正部分）>

建設省住指発第805号
昭和53年11月7日

特定行政庁
建築主事 殿

建設省住宅局建築指導課長通達

工事中の建築物の安全確保について（通達）

工事中の建築物の安全確保については、昨年11月1日から施行した建築基準法の一部を改正する法律(昭和51年法律第83号)等により一層の強化が図られているところであるが、今般、建築基準法(以下「法」という。)第7条の3第1項第1号の規定による仮使用の承認(以下「仮使用承認」という)の運用に関して仮使用承認準則を別添1のとおり定めるとともに、法第90条の3の規定の運用に関して工事計画書及び安全計画書において明示させる事項の具体的な記載例を別添2のとおり作成したので通知する。貴職におかれては、これらを参考にしつつ左記の点に留意して、工事中の建築物の安全確保の一層の推進を図られたい。

記

第一 法第7条の3の規定の運用について

1 建築物の使用制限を受ける工事中の期間

法第7条の3第1項の規定により建築物の使用制限を受ける期間は、工事の着手から法第7条第3項の検査済証の交付を受けるまでのすべての期間(同条第1項の規定による届出をした日から7日を経過した後を除く。)であるが、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の場合には、建築物を使用しない日のみ工事を行い、かつ、建築物を使用しようとする日において、建築基準法施行令(以下「令」という。)第13条の3に規定する避難施設等の機能が当該工事により支障を受けないといった形態のときは、当該工事を行う日のみを建築物の使用制限を受ける日として取り扱うこと。

2 建築物の使用

建築物の使用とは、人が相当時間継続して建築物に立ち入ることをいうが、現場管理者、工事従事者、管理人、監視員等当該建築物の工事、保守管理等の業務に直接従事する者が当該業務を遂行するために立ち入る場合は、法第7条の3第1項の規定により制限を受ける建築物の使用とは取り扱わないこと。

3 使用制限の対象となる建築物

(1) 使用制限の対象となる建築物の判定は、建築物の棟別に行うこと。

したがって、同一の敷地内に多数の棟がある場合においても法第7条の3に係る工事を行っていない棟は、使用制限の対象とはならないこと。

(2) 法第7条の3第1項の「これらの建築物」には増築等の工事の後において法第6条第1項第1号から第3号までの建築物となるものを含み、「共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物」とは増築等の工事の前においても増築等の工事の後においても共同住宅以外の住宅又は居室を有しない建築物であるものをいうこと。

4 使用制限の対象となる建築物の部分

法第7条の3の「避難施設等に関する工事に係る建築物の部分」とは、工事に係る令第13条の3に規定する避難施設等が機能的に関与している建築物の部分をいい、例えば、避難施設等に関する工事の対象が階段である場合において、建築物が当該階段を含む部分と他の部分とに令第117条第2項の区画によって区画されているときは、当該階段を含む部分のみが「避難施設等に関する工事に係る建築物の部分」に該当するものであること。

5 内装仕上げ等をテナント等の決定後に行うこととされている建築物の取扱い

(1) 法第7条第2項の規定による検査は、工事が完了した場合において、建築物及びその敷地が、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであるかどうかについて行うものであること。

したがって、法第35条の2の規定による内装制限等を受ける事務所ビル、店舗ビル等であって、内装仕上げ等をテナント等の決定後に行うこととされているものについては、当該内装仕上げ等が完了していない場合は、法第7条第1項の適用上工事が完了したとはいえないことから、このような建築物を使用し、又は使用させようとする場合は、仮使用承認を受けなければならないこと。

また、法第12条第3項の規定に基づきテナント等の決定後に行う内装仕上げ等の内容が建築確認を受けたものと異なることとなる場合にはあらかじめ報告するよう建築主等に求めるなど、最終的な計画の確認のため、所要の措置を講ずること。

(2) 新たなテナント等の決定に従い逐次仮使用部分を追加する必要がある場合は、当初の仮使用承認を変更して仮使用部分を追加することができること。

この場合は①から③によること。

① 当初の仮使用承認に当たり、仮使用承認申請書の備考欄に、新たなテナント等が決定した場合に仮使用部分の追加申請を予定している旨を記入させるとともに、審査において、テナント等が決定していない部分の内装仕上げ等を除き、可能な限り建築物全体について安全上、防火上及び避難上支障がないかどうかをあらかじめ確認するなど、仮使用部分の追加を迅速に行うことができるよう配慮すること。

② 仮使用部分の追加申請は、仮使用部分追加申請書（様式1）に建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第4条の3の表（い）項及び（は）項に掲げる図書（令第147条の2に規定する建築物の場合は（い）項に掲げる図書並びに規則11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書とし、規則第4条の3の表（い）項に掲げる図書にあつては追加を申請する仮使用部分に係るものに、その他の図書にあつては仮使用部分の追加により変更することとなるものにそれぞれ限る。）を添えて、建築主事を經由して特定行政庁に提出することにより行うものとする。

③ 仮使用部分の追加の通知は、仮使用部分追加通知書（様式2）によることとし、通知を行った場合は消防局に連絡すること。

第二 法第90条の3の規定の運用について

法第90条の3の規定により届出のあった安全計画書に記載された安全上、防火上又は避難上講ずる措置が当該工事中の建築物の使用の安全を確保するため十分でない認められる場合は、積極的に改善を指導するとともに、必要に応じて、法第90条の2の規定に基づき、当該工事中の建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずること。

※全文中の条項は次のとおりに改める。

「承認」	→	「認定」
「法第7条の3」	→	「法第7条の6」
「法第7条第3項」	→	「法第7条第5項」
「令第13条の3」	→	「令第13条」
「法第7条第2項」	→	「法第7条第4項」
「法第12条第3項」	→	「法第12条第5項」
「規則第4条の3」	→	「規則第4条の16」

平成27年6月1日以降、部分追加制度は廃止

仮使用承認準則

第一 審査方針等

- (1) 仮使用承認の審査に当たっては、第二の承認基準に従い、対象となる工事中の建築物について想定される危険要因を具体的に検討し、個々の危険要因に対応した安全対策が適切に講ぜられているか否かを建築物の使用状況等を勘案して総合的な見地から判断すること。
- (2) 仮使用承認の申請の際に提出を求める安全計画書は別記様式によるものとし、工事の内容、建築物の用途、構造、規模等により、別記様式に記載されている事項では十分でない認められる場合においては、必要に応じて、報告を求める等所要の措置を講ずること。
- (3) 仮使用期間が著しく長くなることは、その期間中に工事の状況が変化することが予想され、工事中の建築物の安全の確保が図れないおそれがある。したがって、仮使用を承認する期間は、工事計画等を勘案し、原則として、3年以内で定めること。

第二 承認基準

1 特定行政庁が承認を行う場合

(1) 新築の建築物等

仮使用の対象が、新築の建築物又は増築工事における増築部分である場合には、次の①から③までによるものとする。

- ① 仮使用部分は、左記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。
 - イ 建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条の防火区画
 - ロ 令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口
 - ハ 令第5章第3節の排煙設備
 - ニ 令第5章第4節の非常用の照明装置
 - ホ 令第5章第5節の非常用の進入口
 - へ 令第5章の2の特殊建築物等の内装
 - ト 令第129条の13の3の非常用の昇降機
 - チ 消防法第17条の消防用設備等
- ② 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

③ 工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

(2) 既存の建築物

仮使用の対象が、増築、改築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合には、次の①から③までによる者とする。

① 仮使用部分は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 令第112条第9項および同条第14項(第9項に係る部分に限る。)の規定に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いられる防火戸は、同条第14項第4号に規定する遮煙性能を有さないものであってもよい。

ロ 仮設屋外階段、仮設梯子等が、建築物の形態、使用状況等に応じて適切に設置されている場合を除き、令第120条、第121条及び第125条第1項の規定に適合していること。

ハ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通段階の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。

ニ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により床面においておおむね一ルックス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分を除き、令第126条の4及び令第126条の5の規定に適合していること。

ホ 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、令第126条の6及び令第126条の7の規定に適合していること。

②イ 使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

ロ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。

③ 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

2 建築主事が承認を行う場合

仮使用部分は、左記項目について現行の建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合しており、かつ、手直し工事等がある場合は、当該工事が避難施設等の機能に支障を及ぼさないものであること。

イ 令第112条の防火区画

ロ 令第5第2節の廊下、避難階段及び出入口

ハ 令第5章第3節の排煙設備

ニ 令第5章第4節の非常用の照明装置

ホ 令第5章第5節の非常用の進入口

ヘ 令第5章の2の特殊建築物等の内装

ト 令第129条の13の3の非常用の昇降機

チ 消防法第17条の消防用設備等

※全文中の条項は次のとおりに改める。

「承認」 → 「認定」

「令第112条第14項第4号」 → 「令第112条第14項第2号」

平成27年6月1日以降、建築主事は平成27年国土交通省告示第247号第1による審査

安全計画書の書式は、以下の通り国土交通省通知（平成27年5月27日付 国住指第558号・国住街第40号）による書式を使用

- ・特定行政庁の仮使用認定の場合の安全計画書…別紙3
- ・法第90条の3の規定による安全計画書（工事計画書）…別紙5

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避 難 施 設 等	イ. 廊下その他の通路 ロ. 直通階段等 ハ. 地下道等 ニ. スプリンクラー設備等 ホ. 排煙設備 ヘ. 非常用の照明装置 ト. 非常用の昇降機 チ. 防火区画				
2. そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ. 消防用設備等 (1に含まれるものを除く) ロ. 非常用の進入口 ハ. その他				

V. 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）

	種 類	集積又は設置方法	管理の方法
1. 火気使用			
2. 危険物等	イ. 危険物		
	ロ. 可燃性工事用資材		
3. 機械器具			

Ⅵ. 防火管理体制	1. 火災予防対策	イ. 工事部分の対策及び組織		2. 災害時の対策及び自衛消防組織	
		ロ. 使用部分の対策及び組織			
	3. 使用部分と工事部分の相互の連絡体制				
	4. 教育・訓練の実施状況				

別紙 5

安全計画書 (工事計画書)				Ⅲ. 基本的な施工計画		
Ⅰ. 工事計画概要				1. 工事施工手順の概要 (概念図)		
1. 工事名称						
2. 工事場所						
3. 工事種別						
4. 建物概要	イ. 用途		ロ. 構造			
	ハ. 高さ	軒の高さ				最高の高さ
	ニ. 階数	地上	階 地下	階 塔屋	階	
	ホ. 建築面積		m ²	ヘ. 延べ面積	m ²	
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要				2. 工事区画の位置及び構造	別添図面に (工事区画の位置は朱線で) 表示	
Ⅱ. 使用部分 (括弧内は仮使用認定申請部分)				3. 工事工程	別添工事工程表に表示	
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示			4. 工事用資材等の搬出入及びその管理方法		
2. 用途	()	3. 申請面積	概ね	m ²		
			(m ²)		
(注意)						

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避 難 施 設 等	イ. 廊下その他の通路 ロ. 直通階段等 ハ. 地下道等 ニ. スプリンクラー設備等 ホ. 排煙設備 ヘ. 非常用の照明装置 ト. 非常用の昇降機 チ. 防火区画				
24 2. そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ. 消防用設備等 (1に含まれるものを除く) ロ. 非常用の進入口 ハ. その他				

V. 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）

	種 類	数 量	使用、設置場所	使用、持込み期間及び時間	集積又は設置方法	管理の方法
1. 火気使用						
2. 危険物等	イ. 危険物					
	ロ. 可燃性工事用資材					
3. 機械器具						

Ⅵ. 防火管理体制	1. 火災予防対策	イ. 工事部分の対策及び組織		2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織	
		ロ. 使用部分の対策及び組織			
	3. 使用部分と工事部分の相互の連絡体制				
	4. 教育・訓練の実施状況				

記入例1

仮使用に係る内容及び工事についての概要

1. 仮使用の内容

共同住宅の新築工事中の建物の一部を、販売事務所及びモデルルームの使用を目的として仮使用する。

2. 仮使用に係る工事の概要

モデルルームオープン時の新築工事の状況

① 躯体工事は完了（上棟）、仕上げ工事（内、外装）を行っている。（外部足場は残っている。）

② 仮使用を行う2階及び、2階までの階段、通路については工事が完了している。

安全上の配慮

① 仮使用部分は工事による飛来落下等の事故がないよう不燃材料で区画を行う。

② 仮使用部分と工事の動線が重ならないよう計画する。

③ 安全計画書の内容を遵守し、工事部分及び仮使用部分の管理を行う。

3. 仮使用申請部分の概要

① 用 途：

② 申請面積： m^2

③ 仮使用の期間： 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4. 新築工事部分の概要

① 用 途：

② 建築面積：

③ 延床面積：

④ 構 造：

⑤ 階 数：

⑥ 高 さ：

記入例2

2. 安全計画書（工事計画書）

ここで言う安全計画書とは法第7条の3による仮使用承認申請用のものと、法第90条の3による安全計画の届出用のものとの両者を指すもので、昭和53年建築指導課長通達（参考資料No.12参照）の別記1および2にその様式が定められている。この様式をみてもわかるように、仮使用承認の場合も、安全計画の届出の場合も、記載する内容の範囲としてはほとんど同じであるが、基本的には、前者が概要を求めているのに対して、後者の場合には、より具体的に詳細に記載することになる。とくに「V. 出火危険防止」については安全計画の届出の方が、より詳細に記述することになっている。記入上の差があるものに関してはそれぞれ場合分けして記入例を示している。

ここに示した記入例は、各項目について特徴的な部分を扱ったため、全体としてひとつの事例に基づいたものではない。各項目毎に記入要領を理解し、実際に役立てていただきたい。

(1) 工事計画概要

この部分は仮使用申請用、安全計画の届出用とも共通である。「1. 工事名称」「2. 工事場所」、「3. 工事種別」、「4. 建物概要」に関しては、確認申請書に表記のものと同じとする。（図-24参照）

「5. 昇降機、建築設備又は工作物の概要」に関しては、避難施設等に係る工事がある場合にのみその内容を記入すればよい。

安全計画書（工事計画書）

I 工事計画概要				
1. 工事名称	〇〇病院増改築工事			
2. 工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1			
3. 工事種別	増築およびこれに伴う既存棟の改修			
4. 建物概要 ()内の数字は既存棟部分を示す	イ 用途	病 院	ロ 構造	RC
	ハ 高さ	軒の高さ 23.7 m (10.1 m)		最高の高さ 26.0 m (13.2 m)
	ニ 階 数	地上 6 階・地下 (1) 階・塔屋 (0) 階		
	ホ 建築面積	6,036.8 (3,012.8) m ²	ヘ 延べ面積	17,166.8 (6,880.4) m ²
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要	増築工事完了後、既存部分の非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備等の整備を行う。			

図-24 工事計画概要の記入例

(2) 仮使用承認申請部分または使用部分

仮使用申請用、安全計画の届出用ともに、その仮使用または使用部分の場所、用途、面積を明確にする。仮使用部分（使用部分）は別図を添えてこれに黄緑色で表示するが、図面は申請図書（届出図書）として必要とされるものを利用してもよい。用途はとくに仮使用部分について明記すること。申請面積は概数でよい。（図－25、26参照）

Ⅱ 仮使用承認申請部分			
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示		
2. 用途	第1次 A、B部分 第2次 C部分	3. 申請面積	概ね 6,320 5,650 m ²

図－25 仮使用承認申請の場合の記入例

Ⅱ 使用部分（（ ）内は仮使用承認申請部分）			
1. 使用部分	別添図面に黄緑色斜線で表示（黄緑色部分）		
2. 用途	事務所、店舗 （ 事務室 ）	3. 使用部分面積	概ね (3,680 m ² 150 m ²)

図－26 安全計画の届出の場合の記入例

(3) 基本的な施工計画

① 工事施工手順の概要

建物の全体形状を示す簡単な平面図・断面図等を用いて、どの部分で工事が行われ、どの部分を使用するかをなるべくわかりやすく表現する。詳しくは(2)の別添図面や工程表に記すことになるので、ここでは工事の全容を概念的に示すものでよい。とくに、増築工事で既存部分の改修を伴うような場合には、火災危険を建物内各所に分散させないため、ある範囲内ごとに工事を完結させてから次の部分に着手するといった配慮が必要であり、事前に所有者・管理者と十分協議をして計画するべきである。

Ⅲ 基本的な施工計画

1. 工事施工手順の概要 (概念図)

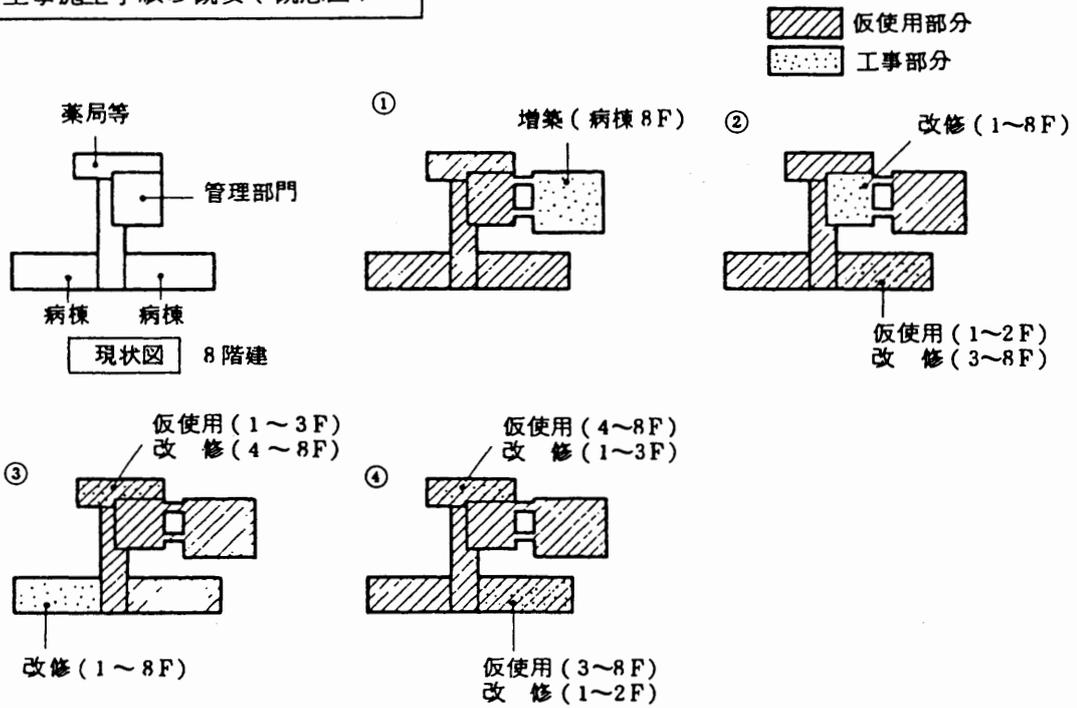


図-27 複雑な増改築の場合 (病院の例)

Ⅲ 基本的な施工計画

1. 工事施工手順の概要 (概念図)

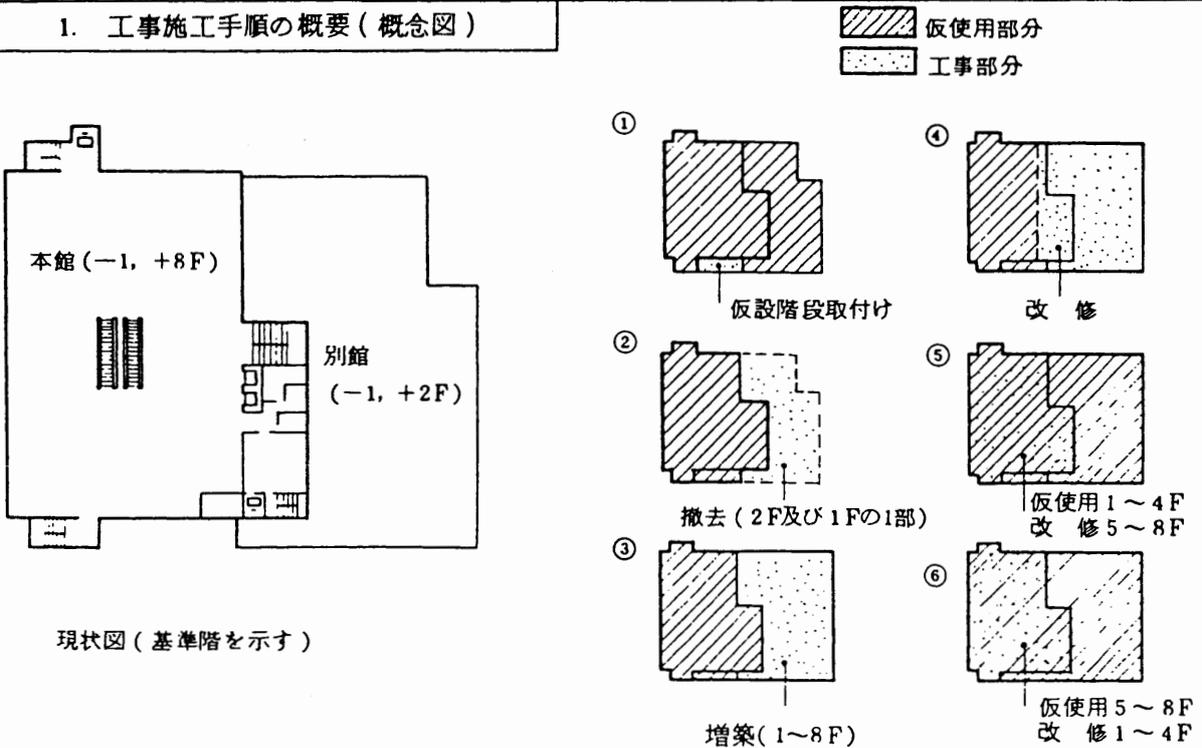


図-28 大規模建築の増改築の場合 (デパートの例)

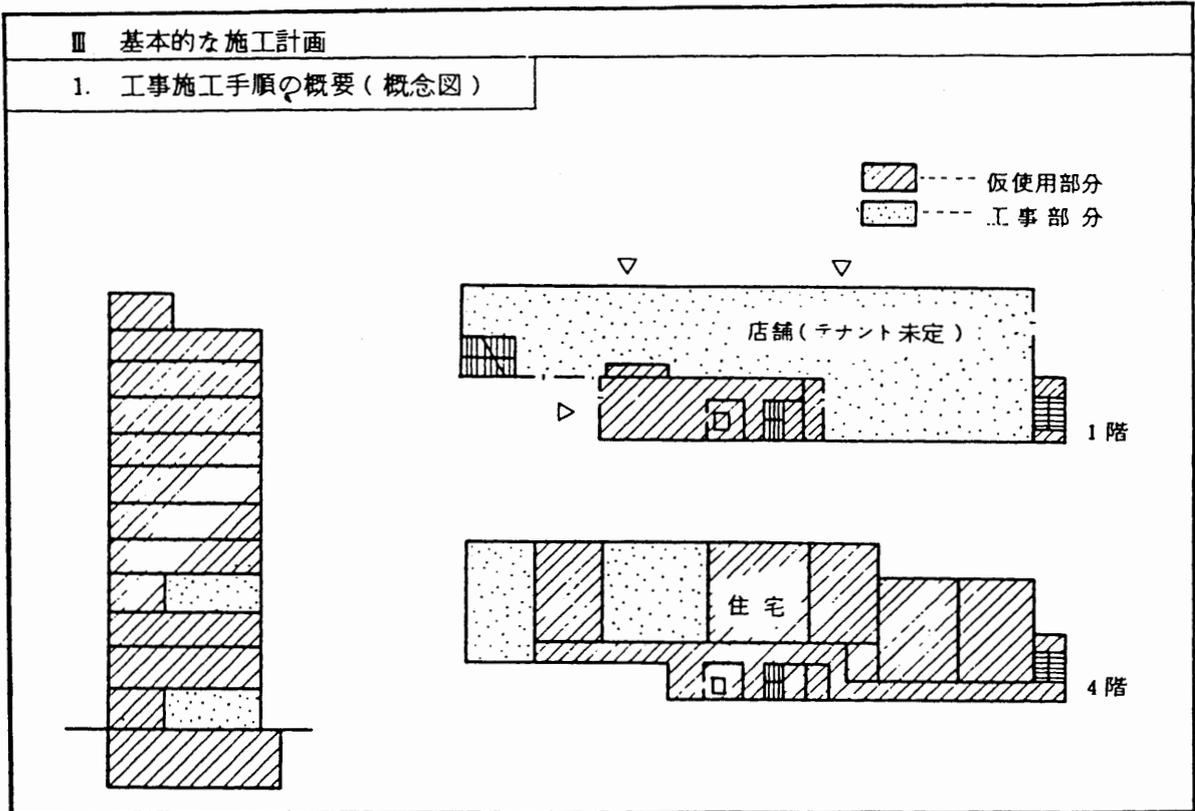


図-29 新築の場合(テナントビルの例)

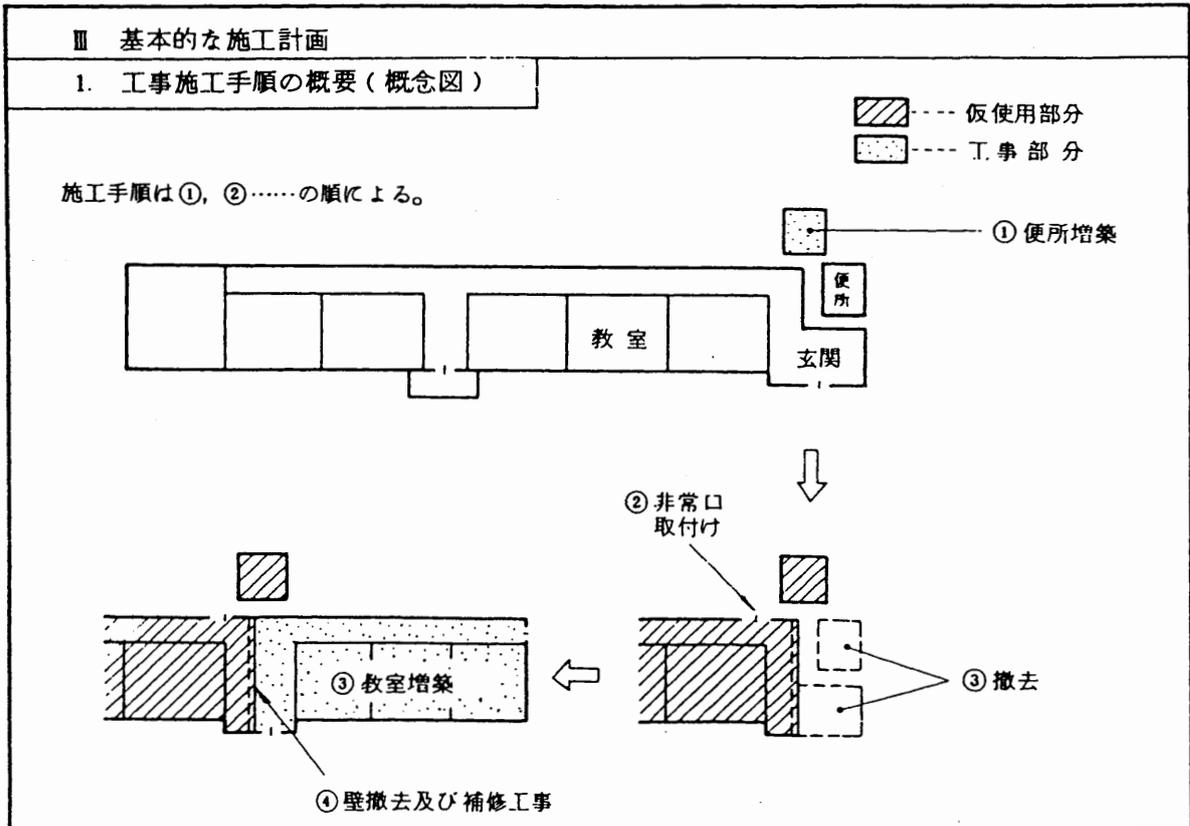


図-30 中・小規模建築の増改築の場合(学校の例)

これを表すためには、工事を各段階ごとにわけ、どのような状況になるかを模式図等を用いて表現することも有効であろう。(図-27～30参照)

② 工事区画の位置及び構造

工事区画の位置は添付図面に指定の色で表示するが、規模が大きい場合や複雑な工事の場合では区画壁の種類が複数になったりすることが予想されるため、その種別やディテールを判りやすく表記すること。

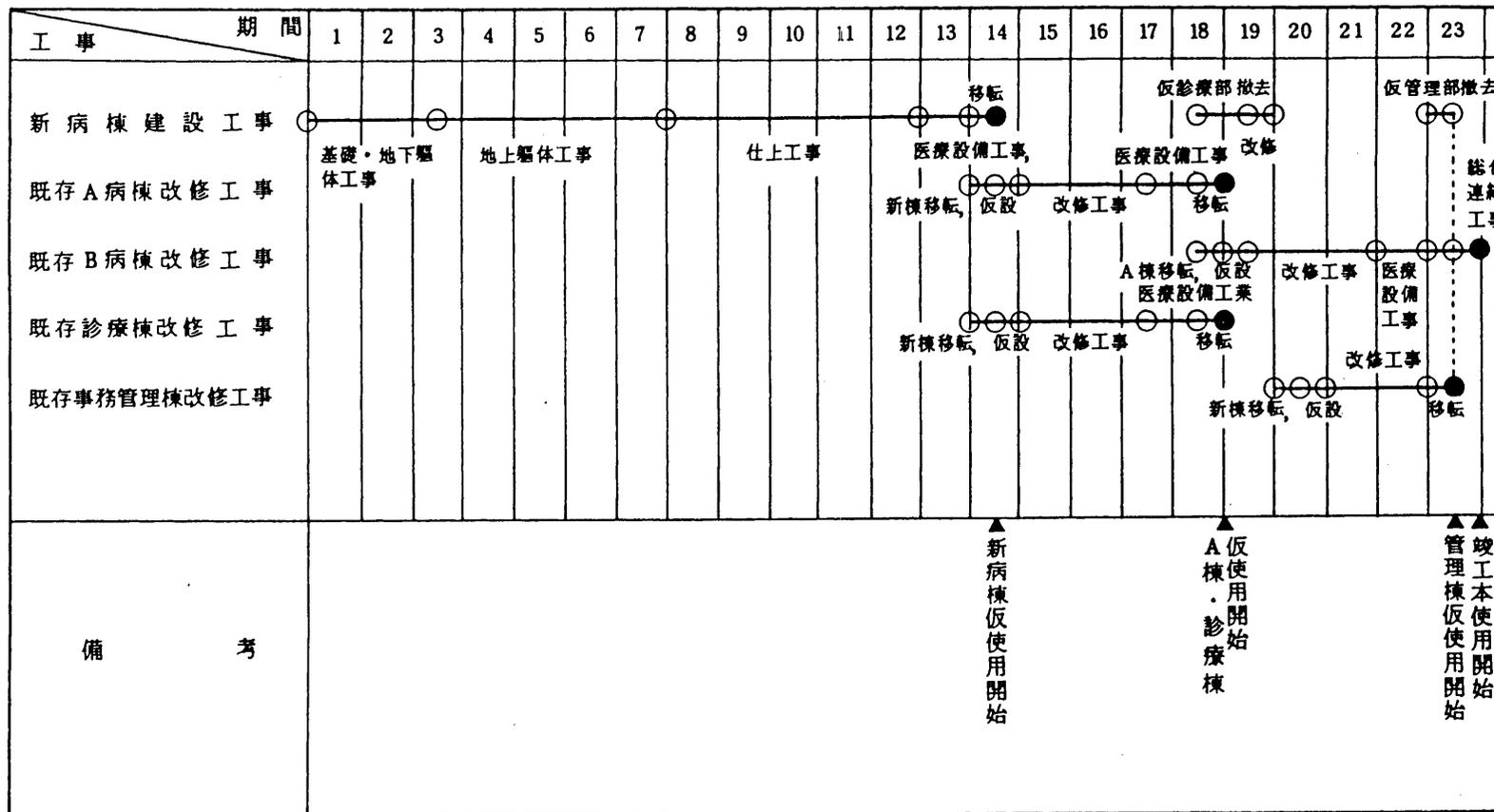
③ 工事工程

工事工程表は原則として別に添付することが望ましい。一概に工程表といっても工事の種別や工事の規模によって表現の方法が異なるが、この計画書で求められる工程概要は仮使用部分と工事施工部分の相互の安全性を計りながらどのような手順と期間を要するものであるかが表現されることが大切である。下に示す例では触れていないが、既存不適格建物を増改築するためには仮使用承認のための要件を満す事前工事が必要な場合もある。このような工事についても工程表には組み込んで説明を加えることが望ましい。また規模が小さい工事の場合は短期間で工事の様相が変化するので週単位、日単位あるいは時間単位の工程表で説明する場合も考えられる。なお時間単位の工程を綿密に立てて計画することにより、休日や夜間に工事を集約し、仮使用の対象から除外することが出来る場合もあるので十分な検討を行う必要がある。(図-31～33参照)

④ 工사용資材等の搬入及び管理方法

工사용資材等の搬入経路は添付する図面に矢印で表示し、同時に居住者動線、工事者出入口、資材搬出入経路が充分安全に区分されていることを表現する必要がある。しかしながら小規模な工事等で動線を平面的に分離しにくいなどの場合は、時間的に分けするなど具体的な運用方法について明記する。管理方法については添付図に、その旨を表示出来るものについては書き込むことが望ましい。特に危険物品等については安全な場所を設定して表示する必要がある。また個々の資材については別欄に記入するので、この欄では総合的にみた資材管理の基本原則を説明する。中でも法第90条の3に係るものについては、工事施工部分が移動したりすることが多いので、特に注意した考え方が必要である。(図-34参照)

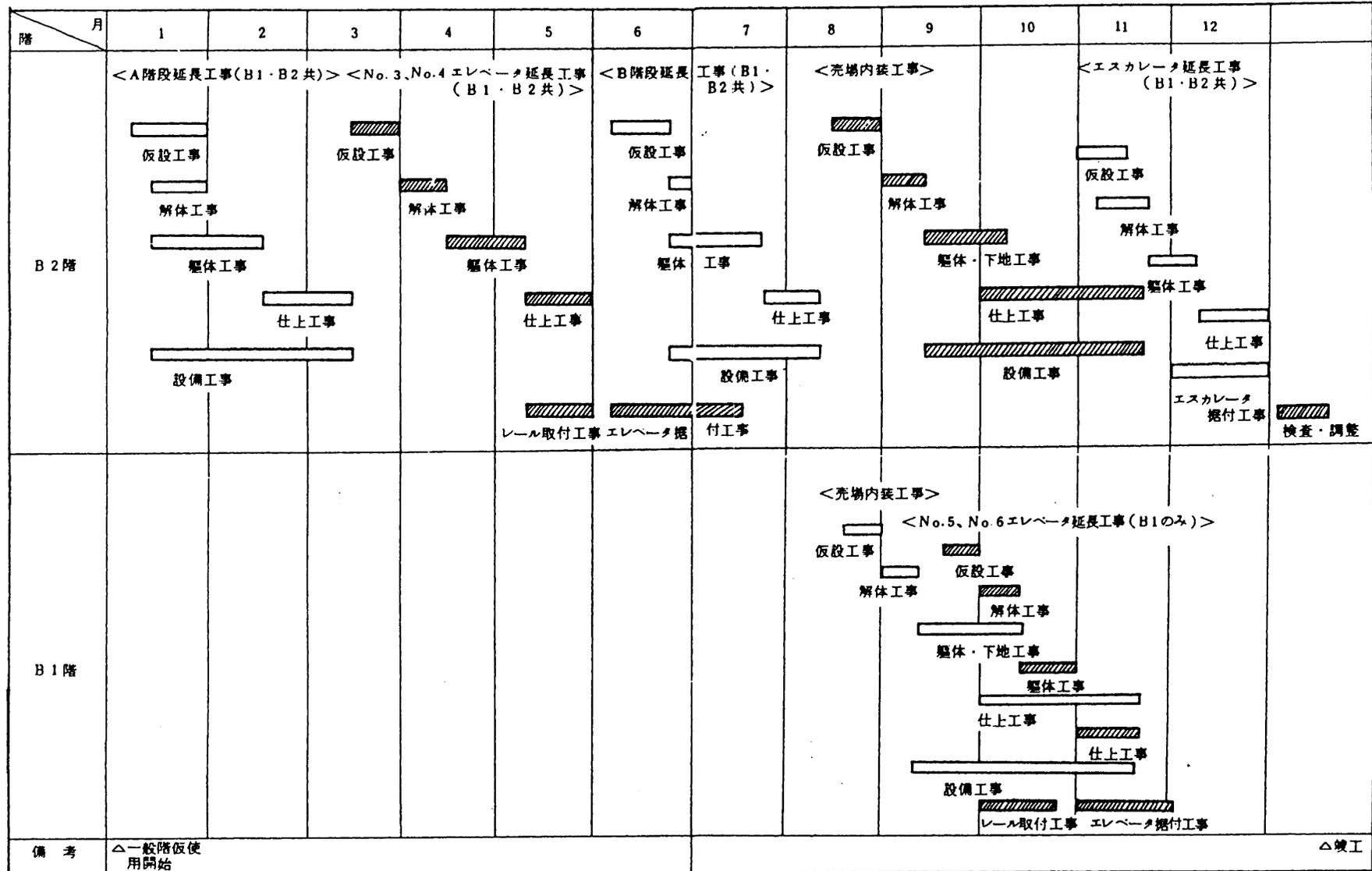
工程表（増改築を伴う病院で診療活動を行いながら工事を行う例）



- ※1 新病棟を先行工事し既存棟の一部を収容し、2段階で改修を行いながら全体を完成させる工程を組んでいる。
- ※2 新療棟の一部は一時的に診療部を収容し、最終的には全てを病棟に使用するため、仮区画の単位を注意して計画する必要がある。

図-32 工程表の例②

工程表（大型店舗の売場拡張のための大規模な模様替工事の例）



*1. この工程表例は、7条-3 90条-3のどちらにも応用出来る例である。
 *2. 工程表作成のポイントとしては工事部分をむやみに拡大せず堅穴区画を1ヶ所づつ確実に完了し仮使用部分の安全を確保する様心掛けることが大切である。

図-33 工程表の例③

4. 工事用資材等の搬出入及びその管理方法

- ① 別添図の如く工事施工範囲と、使用している部分の区画を明確にし、外部に一次仮置場を設ける。
- ② 上階搬入のために荷物用（非常用兼用）エレベータを使用するので、一般使用と分けて夜間20:00以降および休日とする。
- ③ 可燃用資材等は必要最小限の搬入とし、1ヶ所当たりの総量も余り大きくならない様分散配置を心掛ける。
- ④ 工事現場内の整理、整頓を心がけ、残材、ゴミ等は1日の作業終了後、外部へ搬出する。

図-34 一般的記入例

(4) 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設及びその代替措置等

仮使用、安全計画の届出ともに記入方法は同じである。使用する部分において支障をきたす項目のみについて記入する。箇所では、支障の生じる階と支障の内容、数等も記入すること。工事期間及び時間に関しては、支障の実際に生じている期間を記入する。「代替措置の概要」は、必要に応じて別図（Ⅱ. 基本的な施工計画で使用する別図を利用してもよい）に表現しておき、ここでは文章でその内容を説明すればよい。「管理の方法」では、危険を伴う作業等の安全管理方法を記入する。

（図-35参照）

(5) 出火危険防止

① 仮使用承認申請の場合

出火危険のあるものはすべてここに記し、危険防止対策について記さなければならないが、仮使用申請の場合には安全計画の届出の場合より簡単でよく、わかる範囲について記入すればよい。「火気使用」とは主として裸火等を使用する機器を対象とし、「機械器具」とはその他の機器で出火危険のおそれのあるものを対象と考えればよい。「危険物等」とは、消防法に定められている危険物の他に、可燃性工事用資材のことを含めている。（図-36参照）

② 安全計画の届出の場合

この場合は届出の提出される時期的にも、かなり工事について具体的に検討が進められるケースが多いはずであることから、仮使用の申請よりもさらに詳細な対策の記入が定められている。

IV 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等					
	種 数	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1 避 難 施 設 等	イ 廊下その他の通路	3階で避難経路変更	全工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設仕切によって専用経路を確保 ○仮使用部分において現行法規を満足できる ○店舗閉店後施工する ○消火器の重点配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員への連絡を徹底する ○作業中および終了後の店内巡視を行う
	ロ 直通階段等	3階で1ヶ所のみ階段使用	〃		
	ハ 地下道等	不可			
	ニ スプリンクラー設備等	3階図中A部分、作動不可	○月○日○時～○時		
	ホ 排煙設備	同 上	同 上		
	ヘ 非常用の照明装置	同 上	同 上		
	ト 非常用の昇降機				
チ 防火区画	3階防火シャッター取替中にA、B間の区画が成立しない	○月○日～○月○日	<ul style="list-style-type: none"> ○工事部分を耐火1時間構造の仮囲いで区画する ○仮囲いの出入口は甲種防火戸とする 	<ul style="list-style-type: none"> ○この部分の工事を優先して行い仕上工事中にはシャッターが作動できるようにしておく 	
2 そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。)	○自動火災報知設備 仮使用部分全域	全工事期間中	○仮設の感知器、火災報知器を設置する	
	ロ 非常用の進入口				
	ハ その他	○敷地内通路が1.3Mしかとれない		○工事用仮囲いで囲い、危険のないようにする	通行に障害物が置かれないように管理する

図-35 一般的記入例

V 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る）			
	種 類	集 積 又 は 設 置 方 法	管 理 方 法
1. 火 気 使 用	ガス切断器	移動式専用カートへのボンベの固定、非使用時の一定場所への収納	使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、有資格者証携帯の義務づけ 使用時の巡回・点検
	トーチランプ	安定した平坦な場所での使用、非使用時の一定場所への収納	使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、使用時の巡回・点検
2. 危 険 物 等	イ 危険物 塗料・接着剤	施錠できる平坦な一定場所に集積する。 必要量のみを開缶する。 高積みを避ける。	集積場所、集積量を指定する。 集積場所に使用責任者名、集積物の内容、量を表示する。 火気厳禁の表示をする。 搬入時、1日の使用終了時の数量を報告させ、確認する。
	ロ 可燃性工事 用資材 木材・壁クロス・断熱剤	一定集積場所に、散乱しないように整置する。	火気を遠ざけた一定集積場所を指定し、搬入数量を把握する。
3. 機 械 器 具	アーク溶接機	一定場所に整列・設置する。 非使用時の2次電線以降の一定場所への収納	機器搬入時の性能点検、電気工事有資格者による配線・結線使用責任者名を表示した機器使用許可証の発行、取付け、有資格者証携帯の義務づけ、防火養生の義務づけ、使用時の巡回・点検

図-36 仮使用承認申請の場合の記入例

施工者を含めて十分に安全対策を検討し、くわしい内容を記すことが必要とされる。「数量」とは一時的に使用あるいは集積される「火気使用」、「危険物品等」「機械器具」の最大量を示すものであり、工事期間中に使用される合計の数量のことではない。「場所」では、これらの使用・集積される場合を具体的に示す。必要に応じ、別図に記入することが望ましい。「使用、持込み期間及び時間」は工程表に明示されている場合にはそれを利用しながら述べてもよい。「集積又は設置方法」では集積物の散乱防止対策、自然発火、引火防止対策などについて記入する。「管理の方法」はこれらに係る防火管理体制との関連などについて述べるようにする。(図-37参照)

V 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る）						
	種類	数量	使用、設置場所	使用、持込み期間及び時間	集積又は設置方法	管理の方法
1 火気 使用	ガス切断器	2組	各階	（全工事期間）	移動式専用カートへの固定	火気使用許可証の発行 使用責任者名の表示 有資格者証の携帯の義務づけ 使用時の巡回点検
	アスファルト溶融釜	1組	屋上または屋外仮設ヤード	（躯体終了時から約1ヶ月間）	可燃物からの隔離位置 通路外の平坦な場所へ設置	火気使用許可証の発行 使用責任者名の表示 使用時の巡回・点検
	トーチランプ	2組	各階	（仕上工事期間）	安定した平坦な場所での使用	火気使用許可証の発行 使用責任者名の表示 使用時の巡回・点検
2 危険 物等	イ 危険物 塗料	200 缶（18ℓ入）	（共通） 各階	（共通） （仕上工事期間）	（共通） 施錠できる平坦な一定場所 に集積 高積みせず、極力 平置きする	（共通） 集積場所の指定 集積量の制限 使用責任者の表示 集積物の内容・量の表示 火気厳禁の表示 搬入数量の確認 使用残数量の確認 使用時の巡回・点検
	接着材	15 缶（＃）				
シーリング材	70 缶（＃）					
現場発泡断熱材	20 缶（＃）					
	ロ 可燃性工事用資材		各階および外部	（全工事期間）	（共通） 一定集積場所に整置、散乱防 止	一定集積場所の指定 搬入数量の把握
	仮設用木材	300㎡	各階	（躯体工事期間）		
	型枠用木材	800㎡	各階	（仕上工事期間）		
	造作・内装用木材	400㎡	各階	（仕上工事期間）		
	壁クロス	3,500㎡	各階	（躯体工事期間）		
樹脂系断熱材	2,800㎡（70㎡）	各階				
3 機 械 器 具	アーク溶接機	3台	各階	（全工事期間）	（共通） 一定場所への整列設置	有資格者証の携帯の義務 づけ （共通） 機器搬入時の性能点検 機器使用許可証の発行 使用責任者名の表示 防火養生の義務づけ 使用時の巡回・点検
	高速カッター	1台	各階	（全工事期間）		

図-37 安全計画の届出の場合の記入例

図-38 仮使用承認申請の場合（建築物が大規模な場合）

VI	防火	1	イ	工事部分の対策及び組織	<p>1 工事部分における火災予防対策</p> <p>(1) 火気を使用する場合は、その都度責任者に届出ること。（火気使用届出はビル側防火管理者にも提出する。）</p> <p>(2) 火気を使用する場合は火花受け等の防護措置及び消火器等を準備し、実施すること。</p> <p>(3) 火気使用後の点検は、防火担当者が必ず実施し、防火管理者に報告すること。</p> <p>(4) 危険物及び可燃性物品を使用する場合は、換気、除じん又は火気の制限を行うこと。</p> <p>(5) 喫煙は、指定された場所で行うこと。</p> <p>(6) 作業時間外に作業する場合は、責任者の承認を得て行うこと。</p> <p>(7) その他火災予防上、人命安全上、必要な事項</p> <p>2 工事部分における火災予防組織及び業務分担</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工事防火管理者</th> <th style="width: 10%;">防火担当者</th> <th style="width: 10%;">業 務</th> <th style="width: 10%;">火元責任者</th> <th style="width: 10%;">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">○ ○ ○ ○</td> <td style="text-align: center;">工事A地区 ○○○○</td> <td>① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール、監視</td> <td style="text-align: center;">作製管理室 ○○○○ 食堂、休けい室 ○○○○</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">① 火気使用器具の安全管理 ② 責任区域内の整理整頓 ③ 喫煙管理 ④ 消火器、消火バケツの管理 ⑤ 仮使用部分との防火区画の維持管理 ⑥ 地震時の初動措置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事B地区 ○○○○</td> <td>③ 作業終了後の安全確認 ④ 作業現場への立入制限</td> <td style="text-align: center;">機械置場 ○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> </tr> </tbody> </table>	工事防火管理者	防火担当者	業 務	火元責任者	業 務	○ ○ ○ ○	工事A地区 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール、監視	作製管理室 ○○○○ 食堂、休けい室 ○○○○	① 火気使用器具の安全管理 ② 責任区域内の整理整頓 ③ 喫煙管理 ④ 消火器、消火バケツの管理 ⑤ 仮使用部分との防火区画の維持管理 ⑥ 地震時の初動措置	工事B地区 ○○○○	③ 作業終了後の安全確認 ④ 作業現場への立入制限	機械置場 ○○○○	-----		-----		-----		-----	
		工事防火管理者	防火担当者	業 務	火元責任者	業 務																				
○ ○ ○ ○	工事A地区 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール、監視	作製管理室 ○○○○ 食堂、休けい室 ○○○○	① 火気使用器具の安全管理 ② 責任区域内の整理整頓 ③ 喫煙管理 ④ 消火器、消火バケツの管理 ⑤ 仮使用部分との防火区画の維持管理 ⑥ 地震時の初動措置																						
	工事B地区 ○○○○	③ 作業終了後の安全確認 ④ 作業現場への立入制限	機械置場 ○○○○																							
	-----		-----																							
	-----		-----																							
ロ	使用部分の対策及び組織	<p>1 使用部分における火災予防対策</p> <p>(1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。</p> <p>(2) 避難階段、通路及び非常口には避難上支障となる物品を放置しないこと。</p> <p>(3) 火気使用器具は使用前、使用後の点検と安全確認を行うこと。</p> <p>(4) 工事部分との防火区画付近には可燃物を放置しないこと。</p> <p>(5) その他火災予防上必要な事項。</p> <p>2 使用部分における火災予防組織及び業務分担</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">総務防火管理者</th> <th style="width: 10%;">防火担当者</th> <th style="width: 10%;">業 務</th> <th style="width: 10%;">火元責任者</th> <th style="width: 10%;">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">○ ○ ○</td> <td style="text-align: center;">1階 ○○○○</td> <td rowspan="2">① 防火管理者の補佐 ② 担当地域内の火元責任者に対する指導、監督</td> <td style="text-align: center;">フロント、ロビー ○○○○</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">① 担当地区内の火気管理 ② 担当地区内の消火器等の維持管理 ③ 担当地区内の非常口、避難通路の維持管理 ④ 地震時の初動措置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2階 ○○○○</td> <td style="text-align: center;">事務室A ○○○○ 事務室B</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注；火災予防組織の編成は規模等に応じて作成し、当該欄に記載できない場合は別紙とすること。)</p>	総務防火管理者	防火担当者	業 務	火元責任者	業 務	○ ○ ○	1階 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 担当地域内の火元責任者に対する指導、監督	フロント、ロビー ○○○○	① 担当地区内の火気管理 ② 担当地区内の消火器等の維持管理 ③ 担当地区内の非常口、避難通路の維持管理 ④ 地震時の初動措置	2階 ○○○○	事務室A ○○○○ 事務室B	-----		-----		-----		-----					
総務防火管理者	防火担当者	業 務	火元責任者	業 務																						
○ ○ ○	1階 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 担当地域内の火元責任者に対する指導、監督	フロント、ロビー ○○○○	① 担当地区内の火気管理 ② 担当地区内の消火器等の維持管理 ③ 担当地区内の非常口、避難通路の維持管理 ④ 地震時の初動措置																						
	2階 ○○○○		事務室A ○○○○ 事務室B																							
-----		-----																								
-----		-----																								

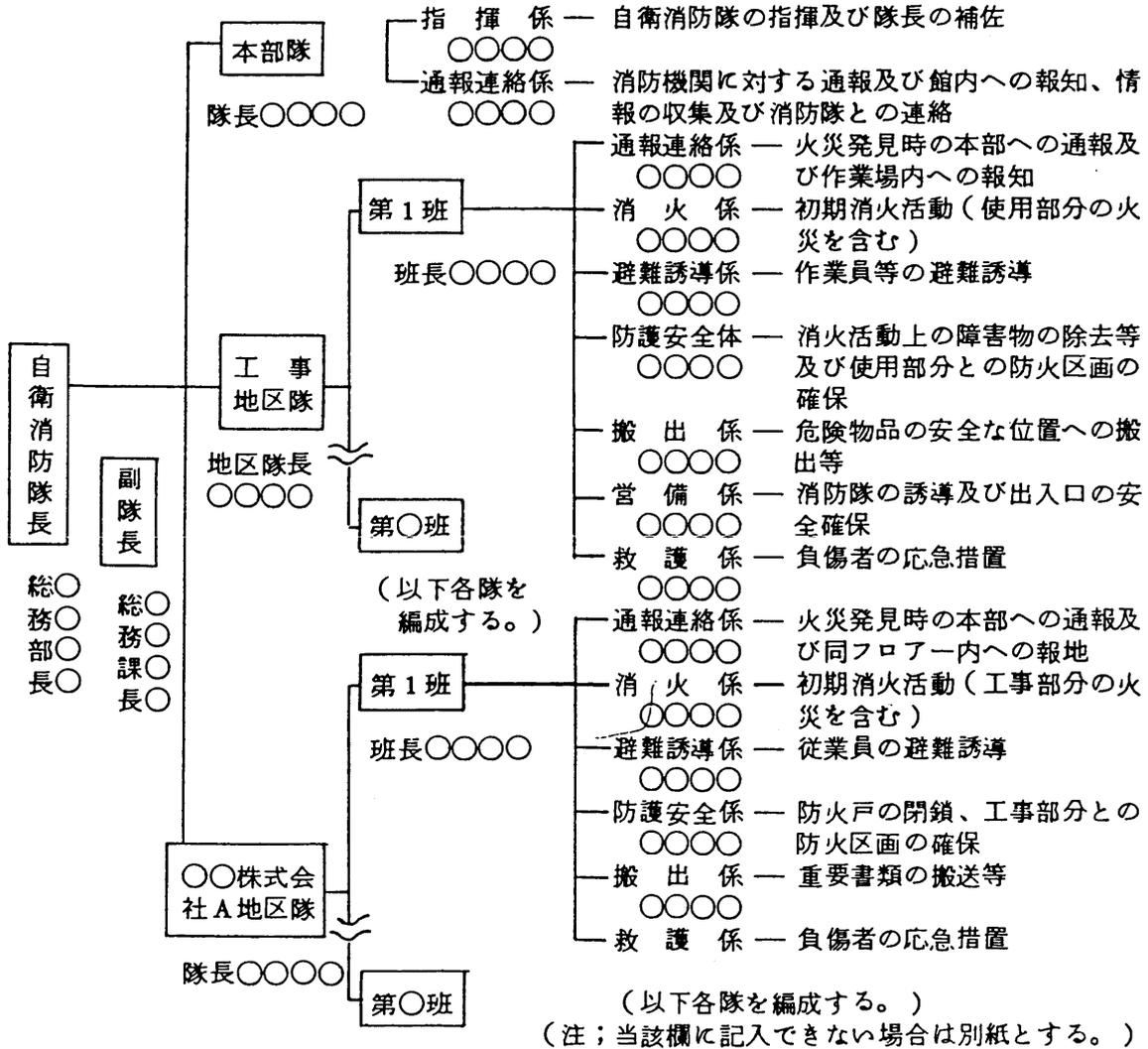
3.	使用部連絡部分の体と相互	<p>1. 工事部分と使用部分の防火管理者相互の連絡を密にするため、「○○ビル工事安全協議は、1人の防火管理者でもってたりるものとする。）」</p> <p>2. 使用部分と工事部分の連絡は、両管理室に設置されたインターホンを活用して通報連絡</p> <p>3. 火災等が発生した場合は、放送設備によりすみやかに全館に報知しなければならない。</p> <p>4. 夜間は、営備員が随時巡回するとともに異常の有無を確認し、日誌により防火管理者相互の防火管理者は、夜間時の緊急連絡先一覧表を作成し、管理室の見やすい位置に</p>
4.	訓練・教育の実	<p>1. 工事部分及び使用部分は、それぞれ個別の防火訓練を毎月1回実施することとし、両</p> <p>2. 使用部分の社員に対する防災教育は、防災訓練と併せて実施し、工事部分の従業員に</p> <p>3. 出入する者及び業者に対しては、防災上の注意事項をパンフレット及び口頭で徹底し、</p>

(注) 1. 建築物の規模、用途、態様及び工事の規模種別等によって組織や係員の増減を図ると
 2. 「火災予防対策」と「災害発生時の対策及び自社消防組織における任務は、できるだけ
 3. 本様式で内容を十分に記載できない場合等には、本様式にその旨を記入し、別紙に記載

1 災害発生時の対策

- (1) 火災等が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに次に示す任務分担により、諸活動を行うこと。
- (2) 避難する場合は、使用、工事部分それぞれ作成した別図避難経路図により行うこと。
- (3) 工事に存する下請業者も隊員としてそれぞれの立場で協力しなければならない。

2 自衛消防組織及び任務概要



会」を設置し、常に連絡調整をはからなければならない。（注；防火管理者を所有者が選任した場合、連絡の徹底を図るとともに、緊急の場合は、防火管理者に報告しなければならない。

に翌日報告しなければならない。
掲示しておかななければならない。

者一体となった総合防火訓練を2カ月に1回実施する。
対する貯災教育は、日常の朝礼及び防災訓練と併せて実施する。
火災予防の啓もうを図る。

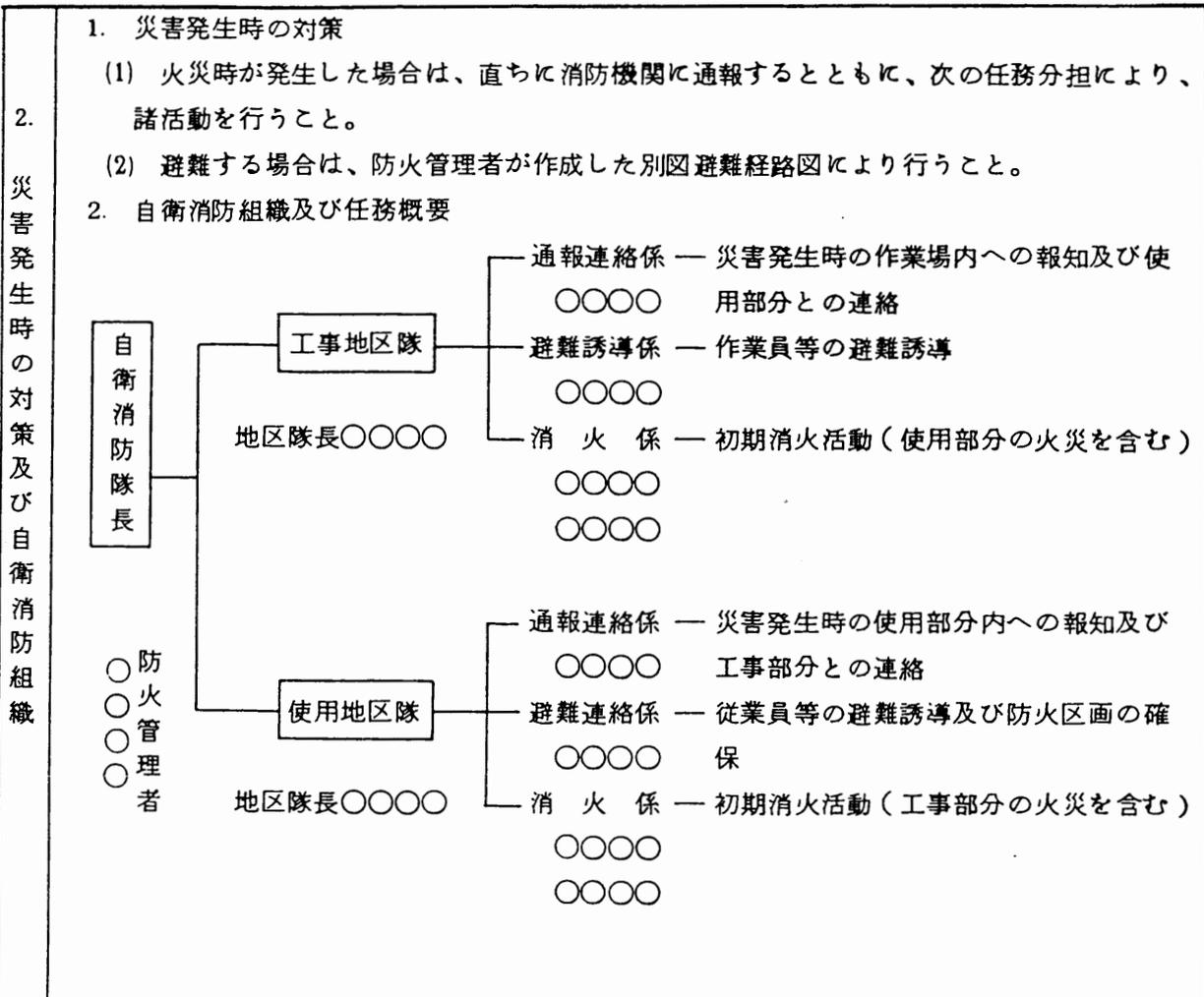
もに、上表にこだわらず、実態に合った計画を作ること。
一体制が保てるようにすること。
し、本様式のうしろに添付すること。

図-39 仮使用承認申請の場合（建築物が小規模な場合）

VI	火災予防火管	1. 工事部分の対策及び組織	<p>(工事部分における火災予防対策)</p> <p>(1) 火気を使用する場合は、その都度防火管理者に届出すること。 (2) 火気を使用しての工事は、火花受け等の防護措置及び消火器等を準備し、実施すること。 (3) 火気使用後の点検は、防火担当者が必ず実施し、防火管理者に報告すること。 (4) 喫煙は指定された場所で行うこと。 (5) 作業時間外に作業する場合は、責任者の承認を得て行うこと。 (6) その他、火災予防上必要な事項</p> <p style="text-align: center;">(火災予防組織及び業務分担)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">防火管理者 総務課長 ○○○○</td> <td style="width: 20%;">防火担当者 工事地区 工事監督 ○○○○</td> <td style="width: 20%;">業務 ① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール</td> <td style="width: 20%;">火元責任者 工事A地区 担当 ○○○○</td> <td style="width: 30%;">業務 ① 火気管理 ② 作業現場の整理整頓 ③ 地震時の初動措地</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">使用地区 支配人 ○○○○</td> <td>① 防火管理者の補佐 ② 火元責任者に対する指導監督</td> <td>事務室 ○○○○ フローア ○○○○</td> <td>① 火気管理 ② 消火品、非常口の維持管理 ③ 地震時の初動措地</td> </tr> </table>	防火管理者 総務課長 ○○○○	防火担当者 工事地区 工事監督 ○○○○	業務 ① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール	火元責任者 工事A地区 担当 ○○○○	業務 ① 火気管理 ② 作業現場の整理整頓 ③ 地震時の初動措地		使用地区 支配人 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 火元責任者に対する指導監督	事務室 ○○○○ フローア ○○○○	① 火気管理 ② 消火品、非常口の維持管理 ③ 地震時の初動措地
		防火管理者 総務課長 ○○○○	防火担当者 工事地区 工事監督 ○○○○	業務 ① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール	火元責任者 工事A地区 担当 ○○○○	業務 ① 火気管理 ② 作業現場の整理整頓 ③ 地震時の初動措地							
	使用地区 支配人 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 火元責任者に対する指導監督	事務室 ○○○○ フローア ○○○○	① 火気管理 ② 消火品、非常口の維持管理 ③ 地震時の初動措地									
予防火管	2. 使用部分の対策及び組織	<p>(使用部分における火災予防対策)</p> <p>(1) 火気器具は、指定された場所以外では、使用しないこと。 (2) 喫煙は指定された場所で行うこと。 (3) 火気使用器具は使用前、使用後の点検と安全確認を行うこと。 (4) 工事部分との防火区画付近には、可燃物を放置しないこと。 (5) その他火災予防上必要な事項</p> <p style="text-align: center;">(注) 防火管理者は、所有者側から選任することが望ましい。また、防火管理者を選任する必要のないものについては、防火責任者をしてその業務を行うこと。</p>											
理	3. 使用の相互部分と連絡工事体制	<p>1. 防火管理者は、工事地区の防火担当者和使用地区の防火担当者の連絡会を毎月○</p> <p>2. 工事部分と使用部分との日常における相互連絡は、内線電話（直通 番）によ、</p> <p>3. その他必要な事項</p>											
制	4. 教育、施訓状況	<p>1.</p> <p>2. 例1に同じ。</p> <p>3.</p>											

(注1) 例1に同じ。

(注2) 本様式で内容を十分に記載できない場合等には、本様式にその旨を記入し、別紙に記



日に実施するものとする。

り行い、緊急時には相互に設置された非常ベルにより事態発生 of 通報を行うこと。

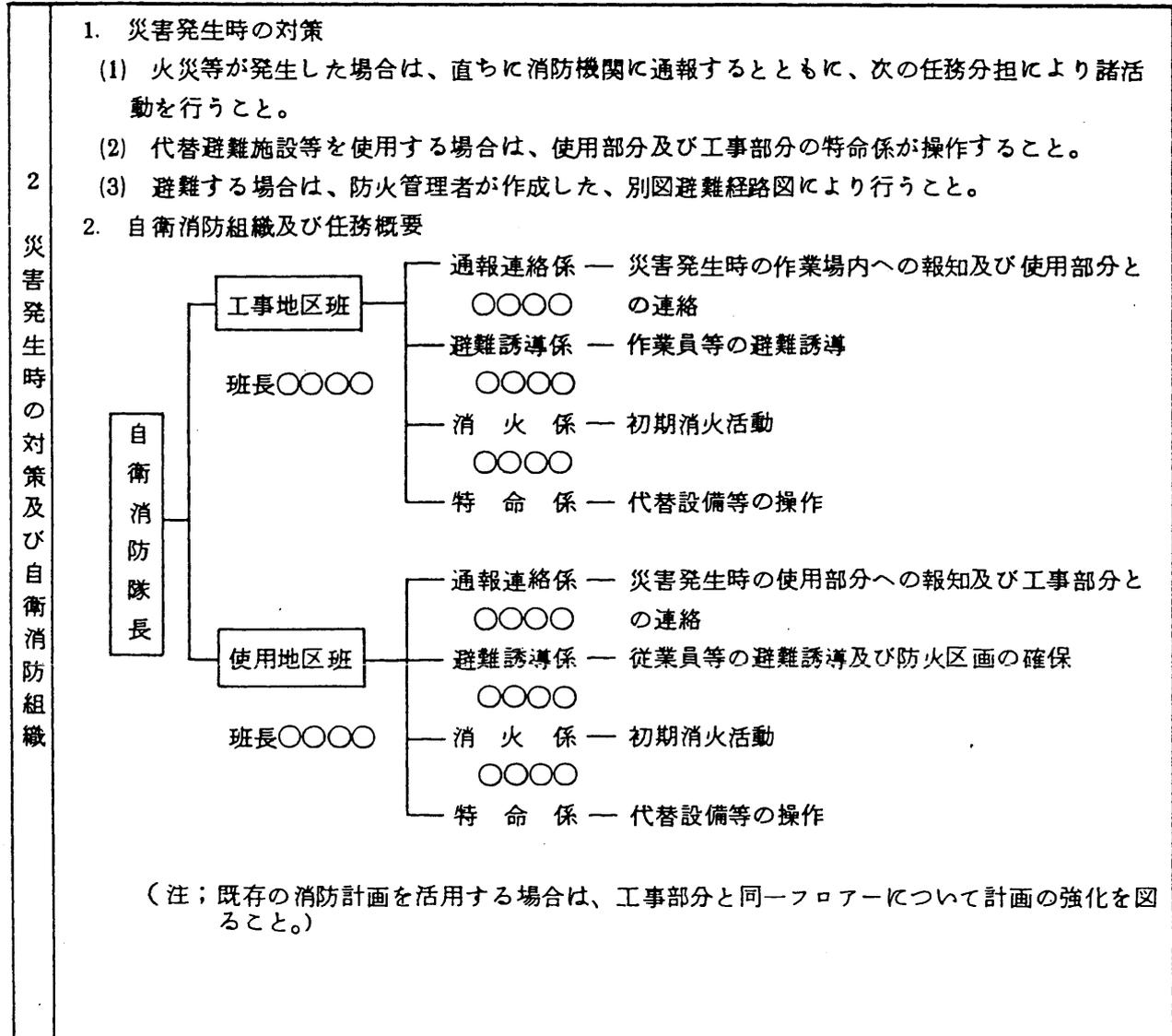
載し、本様式のうしろに添付すること。

図-40 安全計画届出の場合（注；法90条の3にもとづく新築工事の場合は図-38、39による）

VI	火災予防火災対策及び組織	1. 工事部分の対策及び組織	<p>(工事部分における火災予防対策)</p> <p>(1) 火気を使用する場合は、その都度防火管理者に届出すること。</p> <p>(2) 火気を使用する場合は、火花受け等の防護措置及び消火器等を準備し実施すること。</p> <p>(3) 火気使用後の点検は、防火管理者が必ず実施し、防火管理者に報告すること。</p> <p>(4) 可燃性ガスを使用する場合は、換気、除じん又は火気の制限を行うこと。</p> <p>(5) 喫煙は、指定された場所で行うこと。</p> <p>(6) 避難設備等の機能を停止する場合は原則として使用部分の営業時間外とすること。</p> <p>(7) その他火災予防上必要な事項</p>														
		火災予防火災対策及び組織	(火災予防組織及び業務分担)														
		火災予防火災対策及び組織	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">防火担当者</th> <th style="width: 30%;">業 務</th> <th style="width: 20%;">火元責任者</th> <th style="width: 20%;">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">防火専任者 ○○○○</td> <td>工事地区 工事監督者 ○○○○</td> <td>① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール</td> <td>工事A地区 ○○○○</td> <td>① 火気管理 ② 消火器の、維持管理 ③ 作業現場の管理、整頓 ④ 地震時の初動措置</td> </tr> <tr> <td>使用地区 支配人 ○○○○</td> <td>① 防火管理者の補佐 ② 火元責任者に対する指導、監督</td> <td>事務室 ○○○○ フロアー ○○○○</td> <td>① 火気管理 ② 消火器、非常口等の維持管理 ③ 代替避難施設等の維持管理 ④ 地震時の初動措置</td> </tr> </tbody> </table>		防火担当者	業 務	火元責任者	業 務	防火専任者 ○○○○	工事地区 工事監督者 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール	工事A地区 ○○○○	① 火気管理 ② 消火器の、維持管理 ③ 作業現場の管理、整頓 ④ 地震時の初動措置	使用地区 支配人 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 火元責任者に対する指導、監督	事務室 ○○○○ フロアー ○○○○	① 火気管理 ② 消火器、非常口等の維持管理 ③ 代替避難施設等の維持管理 ④ 地震時の初動措置
			防火担当者	業 務	火元責任者	業 務											
防火専任者 ○○○○	工事地区 工事監督者 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 作業現場のパトロール	工事A地区 ○○○○	① 火気管理 ② 消火器の、維持管理 ③ 作業現場の管理、整頓 ④ 地震時の初動措置													
	使用地区 支配人 ○○○○	① 防火管理者の補佐 ② 火元責任者に対する指導、監督	事務室 ○○○○ フロアー ○○○○	① 火気管理 ② 消火器、非常口等の維持管理 ③ 代替避難施設等の維持管理 ④ 地震時の初動措置													
火災予防火災対策及び組織	<p>(使用部分における火災予防対策)</p> <p>(1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。</p> <p>(2) 喫煙は指定された場所で行うこと。</p> <p>(3) 火気使用器具は、使用前、使用後の点検と安全確認を行うこと。</p> <p>(4) 工事部分との防火付近には、可燃物を放置しないこと。</p> <p>(5) その他火災予防上必要な事項</p> <p>(注；使用部分については、既存の消防計画を補正して活用し、特に工事部分と一フロアーについて計画の強化を図ること。)</p>																
体	3. 使用部分と工事部分の相互連絡体制	<p>1. 使用部分と工事部分との常時の相互連絡は、防火管理者が行うものとし、特に作</p> <p>2. その他必要な事項</p>															
体	4. 教育、訓練の実施状況	<p>1. 防火管理者は、使用部分における従業員に対し、作業日程をその都度周知徹底し、</p> <p>2. 使用部分と工事部分の両者一体となった防災訓練を新設(改修)する避難施設等の</p> <p>3. その他の教育、訓練については、既存の消防計画に基づき実施するものとする。</p>															

(注) 本様式で内容を十分に記載できない場合等には、本様式にその旨を記入し、別紙に記載

こと。)



業を開始する前には、工事部分の防火担当者は必ず防火管理者に報告すること。

防災意識の高揚を図ること。

工事期間に毎月〇回実施すること。

し、本様式のうしろに添付すること。

(6) 防火管理体制

法第7条の3により作成する安全計画書におけるⅥ防火管理体制の記載例は図-38及び、図-39のとおりである。図-38は建築物が大規模な場合であり、図-39は建築物が小規模な場合であるが、計画の作成にあたっては、建築物の大小のほかに工事従事者及び仮使用部分の従業員の多少等によっても配慮する必要がある。また、図-38と図-39の中間的な規模も当然考えられるので、これらを参考にして、それぞれの実態にあった計画を作成する必要がある。

法第90条の3により安全計画書におけるⅥ防火管理体制の記載例は図-40のとおりであるが、これは建築物の主体構造の工事は行わず避難設備等、付随設備関係工事の場合のみ記載例であり、新築工事に伴って安全計画書を作成する場合には、図-38又は図-39に準じた内容とする必要がある。

図-38、図-39及び図-40の記載様式では、十分にかききれないことも予想されるが、その場合には、それぞれ別紙に記載し、その旨を図-38、図-39又は図-40の様式に記載するとともに、その別紙をそれぞれの様式のうしろに添付すること。

なお、安全計画書における防災管理体制の部分（図-38、39、40参照）については、その写しが、消防法にもとづく「工事中の消防計画」としても使用できることとされたことから、同消防計画の内容も充足するように記載する必要がある。

したがって、新築中の建築物については、一般的に安全計画書の作成が、「工事中の消防計画」の作成よりも早いと予想されるので、安全計画書の内容を、「工事中の消防計画」の内容も充足するように記載する必要がある。

また、既存の建築物を工事し、工事完了前に使用を開始する場合には、一般的には、消防計画が作成されていると予想されるので、その消防計画を十分に参照して、安全計画書を作成する必要がある。いずれにしても、工事中に使用が開始される建築物は、通常の建築物より、かなり出火危険が高いため、工事部分と使用部分の連けいを十分に図り、建築物全体が一体となった十分な防火管理体制を徹底する必要がある。

お問い合わせは、

千 葉 市 役 所

建 築 部 建 築 情 報 相 談 課

TEL. 043-245-5839・5840 FAX. 043-245-5831